

大学院自然科学研究科博士前期課程学位論文（修士論文）等に係る評価基準
（平成30年4月1日制定）
〔令和2年12月23日最終改正〕

1 基本要件

- 一 修士の学位の審査を受けることができる者は、自然科学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）修了に必要な30単位の授業科目を修得した者又は修得見込みが確実な者で、学位論文等（学位論文又は特定の課題についての研究成果を「学位論文等」という。以下「等」を省略）の作成のための研究活動の中間発表を行っていないなければならない。
- 二 修士の学位を受ける者は、博士前期課程のディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。また、学位論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭に文章等として示すものでなければならない。
- 三 学位論文は、「島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。
- 四 学位論文は、申請者本人以外の論文及び研究発表等の独自性やアイデアを侵害する箇所を含んではならない。
- 五 学位論文は、著作権、知的財産権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害してはならない。

2 論文の構成

学位論文は、次の要件を満たす構成とすること。

- 一 論文の題目が適切であること。
- 二 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- 三 目的に対応して結論等が、適切な過程を経て導き出されていること。
- 四 引用文献が適切に用いられていること。
- 五 前4号の内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

3 内容

学位論文の内容は、主に、次の観点において評価される。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員（主査、副査）に一任される。

- 一 専攻分野において一定程度の学術的価値を有する。
- 二 先行研究を着実に踏まえて研究が行われている。
- 三 論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられる。
- 四 適切な文章表現による論述が行われており、高いレベルで完結性を有する。
- 五 学位論文発表会等において、第1項及び第2項の内容が適切に表現できる。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この基準は、令和3年1月1日から実施する。